

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊交規第279号

平成31年4月12日

踏切事故防止対策における留意事項について（通達）

踏切事故防止対策については、熊本県交通安全計画等に基づき、長きにわたり取り組んできた結果、一定の成果を上げているところであるが、踏切事故は一たび発生すれば多数の死傷者を生じるなど重大な結果をもたらす可能性が高いことから、下記留意事項に配慮して、実効性のある踏切事故防止対策を推進されたい。

記

1 踏切道における適正な交通規制の推進等

踏切道においては、

- ・自動車、歩行者の交通実態
- ・幅員、見通し等踏切道及び接続する道路の構造
- ・踏切保安設備の整備状況（遮断機、警報装置の有無等）
- ・迂回路の有無、迂回路の構造や交通実態

等を勘案し、必要に応じて、自動車通行止め、一方通行等の交通規制を適正に実施すること。

また、交通規制を実施する場合はもとより、交通規制の実効性の確保を目的として杭等の交通安全施設を設ける場合は、鉄道事業者、道路管理者との十分な連携を図ること。

2 鉄道事業者、道路管理者等との緊密な連携

踏切道は、車両の通行の用に供する道路であると同時に、鉄道事業者における軌道敷でもあることから、踏切道における事故防止対策については、平素から鉄道事業者、道路管理者等と良好な関係を構築し、情報共有を図りつつ、問題点等の解決を行っていくなど、緊密に連携すること。